

重要事項説明書

支給認定保護者が利用しようと考えている特定教育・保育について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

この「重要事項説明書」は、「太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年太田市条例第32号）」に定める第2章「運営に関する基準」の規定に基づき、特定教育・保育の提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

特定教育・保育を提供する法人について

法人名称	社会福祉法人 智灯会
代表者氏名	理事長 田口 重彦
設立年月日	平成21年3月6日
法人所在地	群馬県太田市寺井町695番地5
法人連絡先	TEL 0276-57-6423

特定教育・保育を提供する施設について

名称	幼保連携型認定こども園 強戸こども園
所在地	群馬県太田市寺井町695番地5
連絡先	TEL 0276-57-6423
認可開園年月日	昭和26年2月（認可保育所） 平成28年4月（幼保連携型認定こども園）
施設長氏名	園長 田口 実穂
認可利用定員	認可定員 155人 1号 15人 2・3号 140人
加入保険	園児等障害保健：園児の怪我を保障 日本スポーツ振興センター：園・保護者負担、園児の怪我等を保障
嘱託医	内科：院長 堀越 健太郎（堀越医院） 歯科：院長 古室 あづさ（とりの森デンタルケア） 学校薬剤師：竹内 佳世

基本理念

「 ころのびやかに。 からだ しなやかに。 」

何気ない毎日のなかで、
遊びも、学びも、真剣に取り組む。
楽しいことも、つらいことも、
最後までやりきる。
昨日できなかったことができるようになる。
明日はもっと前にすすむ。

いずれ社会という空に羽ばたく子どもたちが
自分らしく、いきいきと生きていくために一。
のびやかな心としなやかな体を育みながら
ひとりひとりの可能性と個性をひきだし、
人としての核をしっかりと築いてあげたい。

今までもこれからも変わらない
強戸こども園の思いです。

心と体の理想的な成長バランスを図ることは、生きる上で重要であるという考え方を提唱しています。

認定こども園法に基づき、すべての乳幼児の教育及び保育を行うにあたり、人権や主体性を尊重し、子どもの最善の利益のために保護者や地域社会と共に生きる力の基礎を育みます。

保育目標

- 心身ともに健やかな子ども・・・身体的発達
- 感謝の心を持つ子ども・・・情緒的発達
- 友だちと仲良く遊ぶ子ども・・・社会的発達

教育保育方針

- ・ 子どもの安全を確保し、健康で情緒の安定した生活ができる環境を用意します。
- ・ 子どもが自己を十分に発揮しながら活動が出来、健全な心身の発達を図ります。
- ・ 養護と幼児教育は一体と考え、豊かな人間性を持った子どもに育てます。
- ・ 保護者や地域の教育保育に関する要望や意見相談に応じ社会的責任を果たします。
- ・ 職員は豊かな愛情を持って子どもに接し、専門的な知識の習得と教育・保育技術の向上に努めます。
- ・ 常に教育・保育内容の評価を行い、教育・保育実践の改善に努めます。

開園日・開園時間

開園日	1号認定	月曜日から金曜日（祝日を除く）
	2号・3号認定	月曜日から土曜日（祝日を除く）
開園時間	7時00分～19時00分	
	（土曜日7時30分～18時30分）	

通常保育教育時間

開所時間	区分	月曜～金曜日	土曜日
	1号認定	9時～13時	なし
	2号・3号認定 （保育標準時間）	7時～18時	7時30分～18時30分
	2号・3号認定 （保育短時間）	8時30分～16時30分	8時30分～16時30分

延長保育提供可能な日と時間帯

時間帯	区分	月曜～金曜日	土曜日
	1号認定	7時～8時30分	なし
		13時～16時30分	
		16時30分～19時	
	2号・3号認定 （保育標準時間）	18時～19時	なし
	2号・3号認定 （保育短時間）	7時～8時30分	なし
		16時30分～19時	なし

※1号2号の教育時間は給食も含む9時から13時の4時間です。

※基本の保育時間は9時から16時となります。

※早朝・延長保育については、職員が交代勤務で行いますので、必ずしも各クラスの担任が保育にあたるわけではありません。

閉所日・開所時間の短い日

内容	期間・時間	備考
体育祭前日 発表会前日	一斉降園は有りません。	子ども達が当日を万全の状態を迎えることが出来るよう、延長保育の時間を早めていただくことが有ります。
年末年始	12月29日～1月3日	（日曜日を含む場合は、日にちが変わります。）

職員体制

園長名 田口 実穂

職 名	人 数			
園長	(常勤)	1名		
副園長	(常勤)	1名		
主幹保育教諭	(常勤)	2名		
保育教諭	(常勤)	14名	(非常勤)	8名
看護師			(非常勤)	2名
保育補助	(常勤)		(非常勤)	2名
事務員	(常勤)	1名	(非常勤)	
管理栄養士	(常勤)	1名	(非常勤)	1名
栄養士	(常勤)		(非常勤)	3名
調理員	(常勤)	1名	(非常勤)	1名
嘱託内科医	(常勤)		(非常勤)	1名
嘱託歯科医	(常勤)		(非常勤)	1名
嘱託学校薬剤師	(常勤)		(非常勤)	1名

※ 基本的な職員の勤務時間は、8時から17時までです。ただし、主幹保育教諭及び保育教諭は、開所時間及び延長保育時間等を通じて、ローテーションにより勤務します。

区分	時間	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 (満3を含む)	4歳児	5歳児
保育標準時間	7:00	開園・順次登園	開園・順次登園	開園・順次登園	開園・順次登園	開園・順次登園	開園・順次登園
	8:30	室内遊び	室内遊び	室内遊び	戸外(室内)遊び	戸外(室内)遊び	戸外(室内)遊び
	9:00	朝の活動・呼名	朝の活動・呼名	歌・おやつ	教育的活動	教育的活動	教育的活動
	9:15	おやつ	おやつ	・朝マラソ ・立腰/音読・音感 ・微細運動	(朝マラソン・立腰・呼名・漢字・絵本・音読・音感他)		
	9:30	グループ別活動	グループ別活動				
	10:00			主活動			
	10:45	昼食	昼食				
	11:00			昼食	昼食		
	12:00	午睡	午睡	午睡	午睡	昼食	昼食
	13:00					ワーク・制作他	ワーク・制作他
	15:00	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ
	15:30~16:30	以降順次降園	以降順次降園	以降順次降園	以降順次降園	以降順次降園	以降順次降園
		自由遊び	自由遊び	自由遊び	自由遊び	自由遊び	自由遊び
	16:30	合同保育	合同保育	合同保育	合同保育	合同保育	合同保育
18:00	延長保育 異年齢児交流	延長保育 異年齢児交流	延長保育 異年齢児交流	延長保育 異年齢児交流	延長保育 異年齢児交流	延長保育 異年齢児交流	
19:00	閉園	閉園	閉園	閉園	閉園	閉園	
保育短時間	8:30	登園開始 室内遊び	登園開始 室内遊び	登園開始 室内遊び	登園開始 戸外(室内)遊び	登園開始 戸外(室内)遊び	登園開始 戸外(室内)遊び
	9:00	朝の活動・呼名	朝の活動・呼名	歌・おやつ	教育的活動	教育的活動	教育的活動
	9:15	おやつ	おやつ	・朝マラソ ・立腰/音読・音感 ・微細運動	(朝マラソン・立腰・呼名・漢字・絵本・音読・音感他)		
	9:30	グループ別活動	グループ別活動				
	10:00			主活動			
	10:45	昼食	昼食				
	11:00			昼食	昼食		
	12:00	午睡	午睡	午睡	午睡	昼食	昼食
	13:00					ワーク・制作他	ワーク・制作他
	15:00	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ
15:30~16:30	以降順次降園	以降順次降園	以降順次降園	以降順次降園	以降順次降園	以降順次降園	
教育標準時間	9:00				登園・教育的活動	登園・教育的活動	登園・教育的活動
	12:00				昼食 以降順次降園 預かり保育	昼食 以降順次降園 預かり保育	昼食 以降順次降園 預かり保育

年間行事予定

4月	入園式 進級式 花まつり	10月	秋まつり
5月	歌・音読発表（少・中・長）	11月	発表会
6月		12月	餅つき 刈双会
7月	お泊り保育（長）	1月	厄除け 雪山遠足（長）
8月		2月	体育祭 お茶会（長）
9月		3月	お茶会（長） 卒園式（長）
毎月の行事	誕生会 身体測定 避難訓練		
講師指導	木下音感教育（2歳児4期～以上児） 歌レッスン（2歳児4期～以上児）		
	鼓笛指導（年中・年長児） ピアノ力指導（年少・年中児）		
	石井方式漢字教育（2歳以上児）		
	体育指導（2歳児以上） ダンス指導（以上児）		

保育料、実費徴収費

項目	金額	備考
保育料、実費徴収金	太田市が決めた保育料	住民税により決定します

延長保育料

保育標準時間	50円（15分につき）	15分あたり（18：00以降）
保育短時間	50円（15分につき）	7：00～8：30、16：30以降
教育標準時間	0円	13：00～16：30の間（無料）
	50円（15分につき）	7：00～8：30、16：30以降

特定負担金（上乘徴収）

講師料	1,000円	月額（年少・年中・年長）
	※木下音感教育、鼓笛・ピアノ指導、石井方式漢字教育、体育指導、ダンス指導	

実費徴収分

給食費（1号・2号）	6,500円	月額（主食を含む）
絵本（教材）代	480円～1,200円	月額（学年により異なる）
父母の会費	350円	月額
年長積立金	1,500円	月額

①実費徴収分は、保育料と合わせて毎月26日に指定口座より引き落としとさせていただきます。

延長保育料は、毎月園が定めた期日までに現金で園に納入してください。

納入時の領収証は、集金袋の押印で代えさせていただきます。

②臨時で徴収するお金が発生した場合は、事前に通知いたします。

③実費徴収分が未納の場合は、徴収内容に関するサービスが提供できない場合があります。

※R8年度につきましては、8/10～8/14は給食の提供はありません。

障がい児受け入れ体制について

障がいをお持ちの園児を受け入れる場合は、入園前に障がいの様子について保護者の方と話し合いを持たせていただいたうえで、保育の方法を決めさせていただきます。療育手帳や障がい者手帳がある場合は、必ずご提示ください。また、医師等の専門家の診断書等により保育の方法確認をさせていただきます。

なお、事前に伺った障がいの状態と、実際の園児の状態が著しく違う（障がいが重度化している）時は、当園の保育教諭・保育体制では対応できない場合があります。その場合は、入園をお断りすることがあります。

病児保育事業（体調不良児対応型）について

園児が保育中に体調を崩したり軽度の怪我などで保護者の方にご連絡した際、保護者の方がお迎えに来られるまで看護師がお預かりいたします。

入園児の提出書類

入園児には、以下の書類を提出していただきます。

- ①当園所定の申込用紙
- ②送迎確認・緊急時連絡票
- ③アレルギー等注意事項一覧

職員の禁止行為

本園の職員は、次の行為は行いません。

- ①在園児への虐待、暴力行為
 - ②医師からの指示・保護者の同意を得ていない、医療行為
 - ③特定の在園児への特別扱い（身体に障がいがある等の理由がある場合を除く）
 - ④職員の施設内での飲酒、喫煙
 - ⑤在園児又は保護者等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- 又、園児の人権の擁護・虐待の防止等の為、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(職名)	主幹保育教諭
	(氏名)	三澤 康子

秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 在園児及びその保護者に関する秘密の保持について</p>	<p>ア 当園は、在園児の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>イ 当園及び職員は、保育を行う上で知り得た在園児及びその保護者の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>ウ また、この秘密を保持する義務は、卒園後においても継続します。</p> <p>エ 当園は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>ア 当園は、在園児の保護者から予め文書で同意を得ない限り、在園児の個人情報を用いません。また、在園児の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、在園児の保護者の個人情報を用いません。</p> <p>イ 当園は、在園児及びその保護者に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>ウ 当園が管理する情報については、在園児の保護者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は在園児の保護者の負担となります。）</p>

相談窓口について

当園への相談・苦情等の受付	相談担当者氏名	岡部 有希
	電話番号	0276-57-6423
	受付曜日及び受付時間	月～金午前10時～午後4時

※直接受け付ける以外にも、投書箱（苦情受付箱）を、事務室前に設置しています。お話し難しい場合や匿名でのご相談の場合は、ご利用ください。

園以外への相談・苦情等の窓口	第三者委員	寺井地区区長
	第三者委員	社会福祉法人智灯会 監事
	群馬県子ども・子育て支援課	027-226-2626
	太田市子ども課	0276-47-1943

緊急時の対応について

保育中に、在園児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに提携医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。

事故発生時の対応及び賠償について

保育サービスの提供中に事故が発生した場合は、市町村、保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、保育サービスの提供に伴って、当園の責めに帰すべき事由により園児の生命、身体、財産に損害を及ぼした時は、当園が加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償します。

なお、当園は、下記の賠償責任保険に加入しています。

保険会社名	日新火災海上保険
保険名	普通傷害保険
補償の概要	保育中の事故、遠足・体育祭時の事故など

非常災害対策について

火災や大規模な地震などの非常災害の場合、別途定められた避難マニュアルに従い、迅速に園児を避難させます。市指定の避難場所は、強戸小学校の校庭となります。

保育の記録について

- (1) 保育の実施ごとに、実施日、内容等を記録し、保管するとともに、保護者への開示（連絡帳等）を行うことで、確認を受けることとします。
- (2) 記録は、卒（退）園後、5年間保存します。
- (3) 保護者は、個人情報等を除いて、保存される保育記録の閲覧及び複写物（複写する場合は、複写代は実費をご請求させていただきます）の交付を請求することができます。

契約解除（退園）について

下記のような要件に該当する場合は、契約解除（退園）となる場合がありますので、ご注意ください。また、下記の(1)～(3)の要件に該当しそうな場合は、事前にご相談ください。

- (1) 保育に欠ける要件がなくなった場合や、求職中の保護者で、指定の期日（入園後90日以内）までに認定の要件を満たさない方。
- (2) 正当な理由がなく、保育料等が3ヵ月以上未納の場合。
- (3) 正当な理由がなく、1ヶ月以上こども園を休んだ場合。
- (4) 保護者が当園の施設および当園の近隣地域、保育に従事する職員または他の利用者（園児、保護者）に対して、重大な背信行為を行った場合。
- (5) 保護者が、職員や他の子どもに対してセクハラ、パワハラ等も含めて、「大声」「威嚇」「恫喝する言動」「個人情報の詮索」「プライバシーの侵害」苦情として受け取る事のできない「脅迫的言動」等を行い、注意勧告に従えない時。
- (6) その他、前号(4)(5)以外に、当園長と保護者の間で協議し、当園の利用を継続することが園児の健やかな成長を妨げると判断した場合。

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- 他の保育所等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合に於いて、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 緊急時等に於いて、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行うこと。

社会福祉法人智灯会幼保連携型認定こども園強戸こども園

理事長 田 口 重 彦 様

令和 年 月 日

保護者住所 :

保護者氏名 : 印

園児氏名 :

同意書

上記内容について、「太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年市太田市条例第32号）」に定める第2章「運営に関する基準」の規定に基づき、保護者に説明を行いました。

重要事項説明書の説明年月日	令和 8年 3月 6日
---------------	-------------

施設	所在地	太田市寺井町695番地5
	法人名	社会福祉法人 智灯会
	代表者名	理事長 田口 重彦 (印)
	認定こども園	幼保連携型認定こども園 強戸こども園
	説明者氏名	園長 田口 実穂 (印)

認定こども園から上記内容の説明を受け、同意しました。

保護者	住所	
	氏名	(印)
園児名	氏名	

(※代理で説明を受けた場合に記入)

代理人	住所	
	氏名	(印)

幼保連携型認定こども園 強戸こども園利用契約書

社会福祉法人智灯会 幼保連携型認定こども園 強戸こども園(以下「甲」という。)と支給認定こども及びその支給認定保護者(以下「乙」という。)は、乙が甲を利用することに関し、次のとおり契約を締結する。

1. 甲は、乙に対して発行されている子ども・子育て支援新制度に基づく支給認定証の内容を確認した上で、教育・保育を乙に提供することとする。
2. 乙は、甲が説明した、園則及びその他の重要事項の内容について同意し、これらに定められた乙の義務(園の利用料の支払いを含む。)を履行することとする。
3. この契約の有効期間は、令和8年4月1日から、令和9年3月31日までとする。
4. 甲は、本契約にかかる内容に変更があった場合、その内容について乙に説明し、同意を得ることとする。

上記の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が自署又は記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)

社会福祉法人智灯会 理事長 田口 重彦 ⑩

群馬県太田市寺井町695番地5

幼保連携型認定こども園 強戸こども園

園長 田口 実穂

(乙)

子ども氏名

保護者氏名

⑩

住 所

幼保連携型認定こども園 強戸こども園利用契約書

社会福祉法人智灯会 幼保連携型認定こども園 強戸こども園(以下「甲」という。)と支給認定こども及びその支給認定保護者(以下「乙」という。)は、乙が甲を利用することに関し、次のとおり契約を締結する。

1. 甲は、乙に対して発行されている子ども・子育て支援新制度に基づく支給認定証の内容を確認した上で、教育・保育を乙に提供することとする。
2. 乙は、甲が説明した、園則及びその他の重要事項の内容について同意し、これらに定められた乙の義務(園の利用料の支払いを含む。)を履行することとする。
3. この契約の有効期間は、令和8年4月1日から、令和9年3月31日までとする。
4. 甲は、本契約にかかる内容に変更があった場合、その内容について乙に説明し、同意を得ることとする。

上記の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が自署又は記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)

社会福祉法人智灯会 理事長 田口 重彦 ④

群馬県太田市寺井町695番地5

幼保連携型認定こども園 強戸こども園

園長 田口 実穂

(乙)

子ども氏名

保護者氏名

④

住 所
